

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	神川町 福祉医療システム

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神川町は、埼玉県医療給付事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

神川町長

公表日

令和5年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	福祉医療給付事務			
②事務の概要	・福祉医療給付制度、「神川町こども医療費支給に関する条例」、「神川町重度心身障害者医療費支給に関する条例」及び「神川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例」により、対象者に医療給付事務等を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①受給資格の管理 ②医療費の支給 ③統計処理			
③システムの名称	福祉医療システム 宛名システム 中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
埼玉県医療給付事務ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）」 第9条第2項 神川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「番号条例」という）別表第1			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 番号条例第4条第2項 番号条例別表第2			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	町民福祉課、神泉総合支所			
②所属長の役職名	町民福祉課長、神泉総合支所長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	神川町（総合政策課） 埼玉県児玉郡神川町大字植竹909番地 0495－77－0701			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	神川町（総合政策課） 埼玉県児玉郡神川町大字植竹909番地 0495－77－0701			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	埼玉県医療給付事務	福祉医療給付事務	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	・埼玉県医療給付制度に基づき、「神川町こども医療費支給に関する条例」、「神川町重度心身障害者医療費支給に関する条例」及び「神川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例」により、対象者に医療給付事務等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①埼玉県医療給付事務(乳幼児、重度心身障害者、ひとり親)	・福祉医療給付制度、「神川町こども医療費支給に関する条例」、「神川町重度心身障害者医療費支給に関する条例」及び「神川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例」により、対象者に医療給付事務等を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①受給資格の管理 ②医療費の支給 ③統計処理	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システム名	福祉医療システム、中間サーバー	福祉医療システム 宛名システム 中間サーバー	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名		福祉医療給付事務ファイル	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	利用までに制定する条例に規定する	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)」 第9条第2項 神川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ① 部署	神川町 町民福祉課、神泉総合支所	町民福祉課、神泉総合支所	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ② 所属長	町民福祉課長 青木由一、神泉総合支所長 小島勇一	町民福祉課長、神泉総合支所長	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町植竹909番地 0495-77-0701	神川町(総合政策課) 埼玉県児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-0701	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町植竹909番地 0495-77-0701	神川町(総合政策課) 埼玉県児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-0701	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
令和1年6月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月13日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月13日	Ⅳリスク対策	—	全項目新規追加	事後	
令和5年12月26日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）」 第9条第2項 神川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）」 第9条第2項 神川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「番号条例」という）別表第1	事前	
令和5年12月26日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事前	
令和5年12月26日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	—	番号法第19条第9号 番号条例第4条第2項 番号条例別表第2	事前	
令和5年12月26日	Ⅳリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は充分か	—	十分である	事前	
令和5年12月26日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 目的外の手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
令和5年12月26日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	